

暮らし方ガイド

サービス付き高齢者向け住宅

Village ヴィラージュ リーシュ

上石神井

Serviced by  24h 在宅介護 やさしい手



WELCOME TO

Village ヴィラージュ リーシュ 上石神井

皆様に楽しく安心して
毎日を過ごしていただきたい
「ヴィラージュリーシュ上石神井」
スタッフ一同お手伝いさせて頂きます

このガイドにつきましてのご不明点や
詳しくお聞きになられたい場合は、
いつでもフロントまでお越しくださいませ。



ご挨拶

ヴィラージュリーシュ上石神井にご入居頂きましてありがとうございます。

ご入居にあたり、皆さまが安心してお住まいいただけるように「暮らし方ガイド」を作成いたしました。

各種サービス・医療連携先・近隣情報のご紹介などを盛り込んでおります。

ご入居される皆さんに日々充実してお暮らしいただけるように、お住まいの皆さまの交流、地域での交流、そして皆さんと私たちの交流を大切にして参ります。

【事業主】リーシュライフケア株式会社

【運営委託先】株式会社やさしい手

サービス付き高齢者向け住宅は

「賃貸借契約」 に基づく

安心の **「住まい」** です。



有料老人ホームは利用権契約となります、サービス付き高齢者向け住宅は、生活の自由度の高い高齢者向けの賃貸住宅です。施設ではなく住宅であるため、様々なサービスを組み合わせることでお一人お一人にあった生活設計が可能です。



目次

I サービス提供について

1. 生活支援基本サービス
 - ・基本サービスの種類と内容
 - ・状況把握（安否確認）
 - ・緊急コール
 - ・生活相談
 - ・その他
2. 生活支援選択サービス
 - ・お食事
3. その他サービス
 - ・やさしい手の有料サービス
 - ・併設事業所の介護サービス
 - ・介護保険について

II 暮らしとルールについて

1. スタッフ紹介
2. 建物のご案内
3. 共用設備のご利用について
4. ゴミ捨てについて
5. お出かけの際のお願い
6. 健康・医療
7. 委員会活動
8. 定例会について
9. 防災について
10. 公共機関・地域の情報

III その他

1. ご入居時準備品チェック表
2. お客様に行っていただく手続き
3. ご入居中にご留意いただく事項
4. ご退去時のご説明

I サービス提供について

当住宅では、お住まいの皆様へ、お一人おひとりに合わせて、必要なサービスをご提案、ご提供して参ります。皆様にご提供するサービスについてご紹介させて頂きます。

- サービスの概要 -

1. 生活支援基本サービス

- ・状況把握、緊急コール、生活相談、その他お手伝い等お住まい頂く皆様にご提供させて頂くサービスです。

2. 生活支援選択サービス

- ・食事のご提供をいたします。
朝、昼、夕のお食事を召し上がって頂いた分の費用がかかります。

3. その他サービス

- ・運営委託先のやさしい手様が独自にご提供するサービスです。
ご利用の際は、フロントでお申込みいただけます。



1. 生活支援基本サービス

基本サービスの種類と内容

安心してお暮らしいただけますよう、生活をサポートするための様々なサービスをご用意しております。

月額費用 38,500 円 (税込)

※2019年10月1日 時点での税率です。

サービスの種類		提供内容
状況把握	安否確認	1日1回以上、ご入居者への声掛け等による安否確認を行います。
	共用部の見回り	1日5回。各階共有部の見回りを行います。
緊急コール	随時対応	コールをご利用された場合にスタッフが相談援助を行います。
	随時訪問	随時対応の相談援助の際、必要に応じて居室への訪問を行います。
	緊急時対応	各居室に設置してあるコールを押していただければスタッフが駆けつけ、対応を行います。必要に応じてご家族や医師や看護師との連携をはかります。
生活相談		介護保険等ご利用のご相談についてフロントにて随時受付をしております。
その他	有人管理	9:00-18:00の時間で建物管理を行います。
	フロントでのお手伝い	来客時の受付、タクシー・食料品・日用品宅配・訪問理美容などの手配、電話・救急用具等の貸し出しを行います。
	搬入・搬出時の立会	入退去時における、搬入・搬出の立会を行います。
	生活のお手伝い	5分程度のちょっとした日常のお困りごとのお手伝いをいたします。
	イベント・アクティビティの開催	定期的にイベントやアクティビティを開催します。



状況把握

● 1日1回のお声かけ

お客様がお変わりなくお過ごしされているか、スタッフが1日1回以上のお声かけ等を行うことで安否確認をいたします。

● 安否確認の機会と範囲

安否確認の機会は、お食事にいらっしゃったとき、フロントでのご相談のとき、アクティビティへご参加されるとき、お出かけのときと兼ねて、全てのご入居者へ、毎日必ず実施させて頂きます。

安否確認はお客様の生存、転倒など事故の有無、体調の変化、その他の変化を確認するのですが、**それらの発見をお約束するものではございません。**

もし、お声かけとお客様の応答により、異常を発見した場合には、ご家族様や看護師・主治医・その他の医療機関などへ、迅速に連絡・相談を行います。



緊急コール

●ケアコール（緊急通報装置）

お客様のお部屋には、ケアコール（緊急通報装置）を備え付けてございます。ボタンを押していただくと、コンシェルジュへコール（通報）が入ります。お困りの際は早めにお知らせください。

●ケアコールへの対応

ケアコールで対応の際に、その必要性に応じてご自宅への訪問を行い、緊急時対応もしくは安否確認や短時間介護などのサービスを提供します。緊急時対応を除き、対応時間は5分以内を目安とさせて頂きます。

※他のお客様へのサービス提供が、同日同時刻に重なった場合などにおいては、その緊急性により、随時対応を即時にできない場合がありますので、予めご了承願います。住宅スタッフの判断により、順番に対応させて頂きます。

※介護保険にて、定期的に位置づけが必要なサービスは、介護保険サービスの適用を優先したプランのご提案をさせて頂きます。

※お客様のご自宅を訪問する等、個別の対応を行う場合、生活支援サービスの提供時間は、1回あたり5分を上限とさせていただきます。但し、緊急時対応の際は、この限りではありません。

※お客様が、見守りや安否確認、生活のお手伝い、短時間介護等の個別の対応が5分を超えるサービスを希望する場合は、やさしい手は、介護保険サービスまたはやさしい手独自のサービスのご提案をさせて頂きます。



生活相談

お客様の生活を支えるために利用できるサービスは、介護・医療・自費でのサービスなど多岐にわたります。安心して生活していただけるよう、お客様ごとの状況に合わせた総合的なサービス利用プランをご提案し、各関係機関との調整をサポートさせていただきます。

このような場合には、お気軽にフロントまでご相談ください。

「どのようなサービスが使えるの？」

「どのようなサービスを組み合わせれば良いのだろう？」

「どうすればこんな生活を実現できるのだろう？」

「利用しているサービスが適正なのか見直したい！」



1. 生活支援基本サービス

その他（生活のお手伝い）

●簡単なお手伝い

5分程度で終わる、専門的な知識や技術を要しないお手伝いを行わせて頂きます。

「誰かに頼むには気が引けるけれど自分だけではできない…」といった些細なことに不自由を感じず生活できるようご支援します。

例えばこんな時にお手伝いいたします！

- ・ リモコンの操作方法を教えてほしい
- ・ 居室の電球を交換してほしい
- ・ 花瓶の水を換えてほしい
- ・ ビンのふたを開けてほしい

※介護保険を利用するべき内容であるとやさしい手が判断した場合、介護保険サービスを優先したサービスプランをご提案させて頂きます。

●介護保険サービスの優先

お手伝いする内容が、身体に触れる介助（身体介護）、5分以上を要する家事または定期化したサービス※である場合は介護保険サービスまたは私費サービスに切り替えさせて頂く場合がございます。

※定期化したサービスとは、毎日もしくは決まった曜日に行う生活環境の整備などを指します。

例えばこんな場合は、介護保険サービスまたは私費サービスとなります。

- ・ 毎朝のカーテンの開け閉めをしてほしい
- ・ 每晩の電気の消灯をしてほしい
- ・ 食堂やアクティビティ、トイレなどへの誘導をしてほしい



1. 生活支援基本サービス

その他（イベント・アクティビティ）

●日々のアクティビティ

*曜日：月曜日～土曜日 10時～11時（変更あり）

14時～15時（変更あり）

*場所：1階 コモンダイニング（内容によって変更あり）

* お好きな内容・曜日を選んでご参加ください。

会場までの移動介助が必要な方は、予めご相談ください。

●イベント

外出やお食事イベント、交流会、季節に合わせた行事などを開催しております。また、地域の方にもご参加いただき、様々なイベントを企画いたします。

* 場所：1階 コモンダイニングにて（企画に応じて変更あり）

«イベント例»

- ・お正月のおせち料理
- ・お花見イベント
- ・流しそうめん
- ・ハロウィンパーティー
- ・クリスマスディナー
- ・コンサート … などなど

※食事イベントは食事料金に変更がある場合がございます。



2. 生活支援選択サービス

お食事

●お食事提供サービス

食堂にて、健康、病状などに配慮したお食事を提供いたします。

●申込、キャンセル方法

ご利用日の5日前10時までに専用の申込用紙にご記入下さい。

フロントにて受け付けております。

5日前10時までにキャンセルした場合、キャンセル料は発生しませんが、5日前10時以降～当日の

キャンセルにつきましては、100%のキャンセル料が発生しますのでご注意ください。

月	火	水	木	金	土	日
	6	7	8	9	10	11
	13	14	15	16	17	18

期日の例：
16日(木)の食事→10日(金)までのお申し出

●利用時間と料金

* 基本料金(税込)

※2019年10月1日 時点での税率です。

朝	昼	夕
7:30～9:00	11:30～13:00	17:30～19:00
468円	718円	915円

* オプション

とろみ食

別途、とろみ剤を購入いただきます

高エネルギー食品

商品により個別に料金が異なります

* その他の食事、ご要望は別途ご相談ください。



3. その他サービス

やさしい手の有料サービス

安心してお暮らしいただけるよう、生活支援基本サービスの他に、運営業者のやさしい手による独自の有料サービスをご用意しております。

●サービスの受付方法

1 F フロントのコンシェルジュにお声かけください。

※受付時間は9時～18時となります。

●サービスの種類と料金①

介護保険ではサービスでは対応できない内容について個別にサポート

※2019年10月1日時点での税率です。

サービス種類	金額(税込)	提供内容
洗濯物サービス	550円/1網	お洗濯の洗い・乾燥・畳み・収納を代行させて頂きます。 ※洗剤等は当住宅で用意したものを使用致します。
お小遣い立替サービス	550円/月	上限金額30,000円とし、金銭の立替をすることができます。 ※別途、申込契約が必要です。
エアコンフィルター掃除サービス	550円/回	スタッフにて備え付けのエアコンフィルターの簡単な掃除を承ります。 ※専門的な技術が必要となる場合は、別途料金がかかります。
救急車同乗サービス	2,200円/回	救急車にて緊急搬送される場合、救急車に同乗し病院で付き添うことができます。 ※原則として、所要時間は3時間を上限とします。 ※緊急時に当サービスを利用するかどうかは、事前にご本人またはご家族へご相談させて頂きます。 ※同乗後、帰路にかかる交通費については、別途、請求させて頂きます。



●サービスの種類と料金②

介護保険ではサービスでは対応できない内容について総合的にサポート

※2019年10月1日 時点での税率です。

コース名	1時間の 料金（税込）	以後30分毎の 料金（税込）	5分以内の 料金（税別）
	コースの内容		
おまかせ家事	3,630円	1,815円	275円
	掃除、洗濯、ベッドメイク、調理、配膳下膳、買い物、薬の受け取り、その他		
おまかせ家事 プラス	4,290円	2,145円	—
	大掃除、屋外清掃、衣替え、その他		
おまかせケア	4,180円	2,090円	312円
	見守り、外出介助（買い物・散歩・通院）、体位交換、移乗・移動、食事介助、水分補給、服薬介助、排泄介助、入浴、更衣介助、洗面介助、口腔ケア、身体整容、起床・就寝介助、その他		

※サービス内容が複数のコースにまたがる場合は、最も料金の高いコースを適用いたします。

※ 5分以内のおまかせサービスが1日に複数回、類似した内容となった場合、アセスメントに基づき、サービス提供方法、提供時間についてご提案させて頂きます。5分単位でのおまかせサービスについては棟内での提供に限ります。

※ 5分以内のおまかせサービスが延長となった場合、サービス提供時間に応じて、30分ごとの料金が適用となります。



併設事業所の介護サービス

●やさしい手の医療・介護サービス

介保

介護保険が利用できるサービス

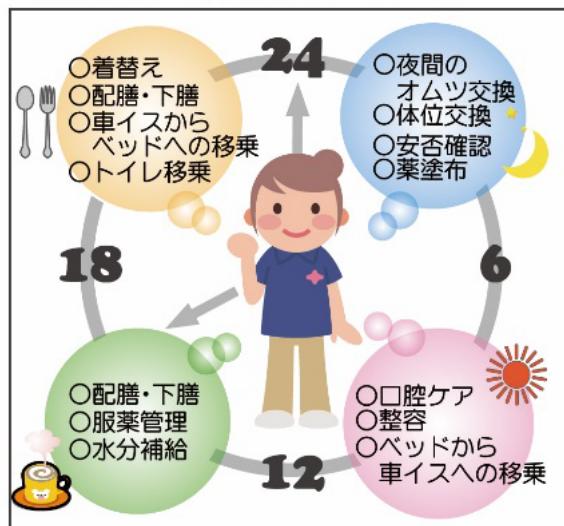
医保

医療保険が利用できるサービス

*訪問介護サービス 介保

24時間・365日対応ができます。ご本人、ご家族の意思を尊重しながら、食事や入浴の介助、お掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。医療機関や他事業者と連携することで、より効果的に在宅生活継続のご支援を行います。

高品質な訪問でのサービス



24時間 安心・安全の やさしい手のサービス

ポイント1 24時間スタッフ滞在で
いつでも迅速に対応

ポイント2 基本サービスと介護保険と
併用の安心生活

ポイント3 お一人おひとりのご希望に
沿ったサービスをご提供

【お問い合わせ】やさしい手上石神井 訪問介護事業所

※コンシェルジュまでお問合せください。



* 看護小規模多機能型居宅介護サービス 介保

24時間・365日の運営で『通い』『泊り』
『訪問看護』『訪問介護』の4つのサービス
を一つの事業所で提供します。

介護と看護のケアを組み合わせながら、
ご自宅での生活ニーズにあわせて臨機応変
にサービスを組み立てることができます。

【お問い合わせ】 看多機かえりえ上石神井
※コンシェルジュまでお問合せください。



* 訪問看護サービス 介保 医保

住み慣れたご自宅でその人らしく療養生活を送れるように、看護師等がご自宅へ訪問し、かかりつけ医の指示にもとづき、心身の状況に合わせて適切な看護ケアを提供します。

【お問い合わせ】 訪問看護かえりえ上石神井
※コンシェルジュまでお問合せください。

* 居宅介護支援サービス 介保

いつまでも安心してご自宅で暮らしていただくために、お一人おひとりのニーズや心身の状況に合わせてケアプランを作成します。ご自宅での療養生活には「介護」と「医療」の連携が必須になります。ケアマネジャーは、専門職連携のキーパーソンとして調整業務も行います。

【お問い合わせ】 やさしい手上石神井居宅介護支援事業所
※コンシェルジュまでお問合せください。



介護保険について

介護保険制度は、平成12年4月より施行され、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みを創ろうとするものです。

従来、福祉と医療が分立していた制度を再編成し、1割の定率の利用者負担を求めながら、自由な契約により、総合的に利用できる仕組みをつくるとともに、多様な事業主体の参入が可能となり、利用者が自由に事業者を選ぶことで、民間活力の活用を期待していることが狙いとされています。

また、財源方式については、従来では公費が財源であったが、介護保険制度では相互扶助の考え方に基づいて、今後増大が見込まれる介護費用を給付と負担の関係を明確にし、社会保険方式として社会保障構造改革の第一歩として位置づけられました。

法律においても「保険給付の内容及び水準は被保険者が介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。」とされています。

＜役所の相談窓口＞

練馬区役所 介護保険課

住所： 練馬区豊玉北6-12-1

電話番号： 03-3993-1111



介護保険のしくみ

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40~64歳の方で医療保険に加入している方
保険料	所得に応じて市区町村ごとに決定	加入している医療保険ごとの算定方法で決定
サービス利用	要介護(要支援)認定を受け、該当する要介護度に応じてサービス利用できる	加齢に伴う病気（※特定疾病）が原因で介護が必要な方が要介護（要支援）認定を受け、該当する要介護度に応じてサービス利用ができる

※特定疾病

がん末期、関節リウマチ、
筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、
骨折を伴う骨粗鬆症、初老期の認知症、
進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性及びパーキンソン病、
脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、
多系統萎縮症、
糖尿病性神経障がい・糖尿病性腎症及び糖尿病性
網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、
慢性閉塞性肺疾患、
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形
性関節症



要介護の申請から認定までの流れ

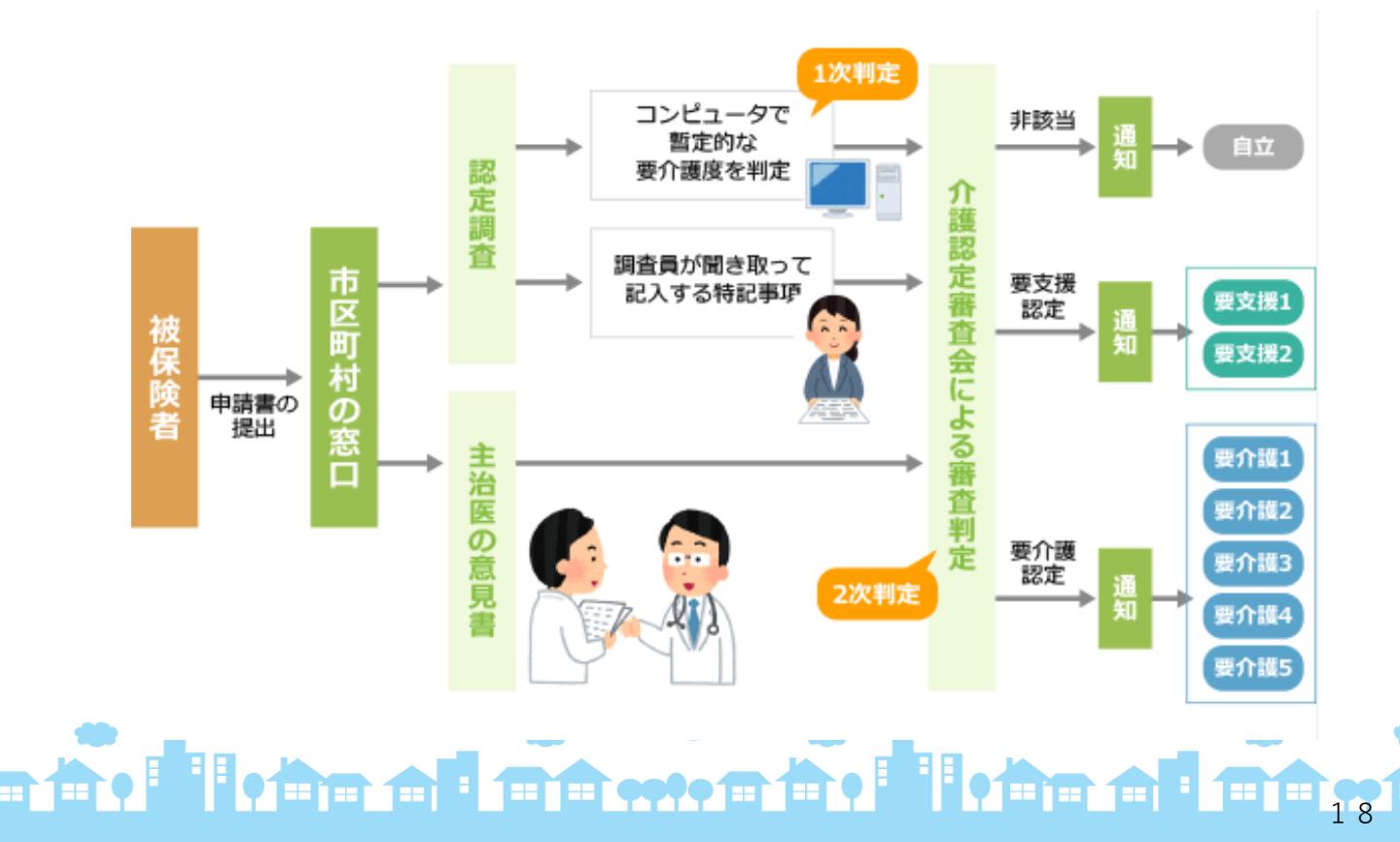
- 1) 要介護(要支援)認定の申請 介護が必要になったとき、本人または家族などが市区町村の福祉事務所、包括支援事業所に申請する。
- 2) 認定調査・主治医の意見書 心身の状態などを把握するために、市区町村職員または市区町村が委託する調査員が自宅等を訪問し、本人・家族から聞き取り調査を行う。本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらう。
- 3) 審査・判定 コンピューター判定や主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で審査し、要介護状態区分の判定を行う。
- 4) 認定

介護認定審査会の審査結果にもとづいて被保険者証とともに結果を通知する。(申請から30日以内)

「要支援1～2」・・・予防給付（介護予防・日常生活支援総合事業）

「要介護1～5」・・・介護給付（訪問介護）

「非該当」自立



介護保険で利用できるサービス

【介護給付】 要介護1～5の認定を受けた方が対象で、介護度に応じた内容・量の介護サービス等が受けられます。居宅サービスと施設サービス、地域密着型サービスが受けられます。

【介護予防・日常生活支援総合事業サービス】 要支援1・2の方が対象で、必要度に応じた量のサービスが受けられます。予防給付相当サービス・区独自基準サービス（生活援助中心）が受けられます。

【非該当（自立）】 特定高齢者介護予防事業のサービスが受けられます。

【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 短期入所生活介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、サービス付高齢者向け住宅、看護小規模多機能型居宅介護

【施設サービス】

- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 常時介護が必要で、在宅生活を送ることが困難な高齢者等が入所する施設であり、生活動作の援助が主となるため、常に医師の手当を必要とする方は入所ができません。
- 介護老人保健施設 リハビリを中心とし、在宅復帰を目指す施設。日常生活の介護や機能訓練、医療・看護等を行う施設であり、在宅と病院との中間施設です。
- 介護療養型医療施設 要介護1以上で、急性期を過ぎ安定しているもの、継続的に医療が必要な方が入所する施設です。介護保険対応の「介護型」／医療保険対応の「医療型」があります。
- グループホーム（認知症対応共同生活介護） 介護が必要な認知症高齢者5～9人を1ユニットとして、共同生活を行う施設です。介護職員の援助を受けながら生活することで、残存機能を引き出し、認知症の緩和を促すことが目的とされています。
- 有料老人ホーム 終身介護や医療対応が可能な施設も増えてきていますが、民間経営であり、助成制度が無いため、費用負担は高額な施設が多くあります。



介護保険の訪問介護サービス

介護保険の訪問介護については、「介護保険法」に以下の点を遵守するよう定められています。

■身体介護のサービス 老計第10号参照 平成30年4月 厚生労働省 利用者の身体に直接接触して行う介助ならびにこれを行うために必要な準備・後片づけ・利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上や自立支援・重度化防止のための介助及び専門的な援助を行います。

- ①トイレ・ポータブルトイレを利用など、オムツ交換などの介助
- ②食事、服薬の介助
- ③お風呂、洗髪、全身を拭く身体の清潔の介助
- ④着替えの介助
- ⑤体位変換、車椅子などへの移乗介助
- ⑥寝床から起きる、寝床に寝かせる介助
- ⑦利用者の日常生活動作能力や、意欲向上、生活の質の向上といった自立支援のために利用者と共に使う掃除・洗濯・調理などの介助
- ⑧通院する時の介助 ※病院内での移動時に介助が必要な場合は、介護保険の対象になります。病院内での、待ち時間・診察時間・リハビリなど直接利用者に接触していない時間は、介護保険の対象とはなりません。※入院中、入所中の一時帰宅の際には、介護保険は使えません。
- ⑨外出するときの介助 ※介護保険が使える外出は、日常生活を営む上で必要な外出のみ 近所の店への、食料品・日用品の買い物（お酒・たばこ等の趣味趣向な買い物は含まない）、デイサービスや介護保険施設の見学、頻繁でない家族への見舞い ※介護保険が使えない外出 利用者の日常生活の範囲を超えて、趣味趣向に関わる外出、ドライブ、カラオケ、パチンコ、観劇、習い事、美容院、墓参りなど



サービスの受付から サービスが提供されるまで

■受付

- ① 介護支援専門員等よりやさしい手訪問介護事業所へサービス提供依頼が入ります。
- ② 「訪問介護サービス利用依頼書」及び「ケアプラン」が送付され、正式受付をします。

■訪問介護計画の作成 ※サービス提供責任者 (SPM : サービスプロセスマネージャー)

- ③ サービス提供責任者 (SPM : サービスプロセスマネージャー) が、お客様宅を訪問し、サービス開始前の情報収集を行い、サービスの内容及びお客様情報を確認します。
- ④ サービス提供責任者 (SPM : サービスプロセスマネージャー) が、「介護の目標」を立案し、「訪問介護計画書等」を作成します。また、訪問介護員用には「訪問介護計画書等」〔=業務手順書〕も作成します。

■契約

- ⑤ 再度、サービス提供責任者 (SPM : サービスプロセスマネージャー) がお客様宅を訪問し、「訪問介護計画書等」について説明を行い、同意を頂きます。また、「訪問介護サービス契約書」及び「重要事項説明書」についても説明を行い、同意を頂きます。

■担当訪問介護員の決定

- ⑥ サービス提供責任者 (SPM : サービスプロセスマネージャー) が、サービス提供を担当する訪問介護員へ連絡をとり、「訪問介護計画書等」に基づいて具体的なサービスの手順となる、「業務手順書」の説明をします。
- ⑦ サービス提供責任者 (SPM : サービスプロセスマネージャー) が、訪問介護員と共に、利用者宅への初回同行訪問を行い、サービスの現場指導等をします。



サービスの受付から サービスが提供されるまで

訪問介護計画書に記載されているサービス内容以外はできません。

訪問介護計画書の「サービス提供内容」は、
ケアマネージャーの作成したケアプランに基づき、
やさしい手訪問介護事業所が、具体的なサービスの
提供方法を利用者と話し合って決定しています。

■サービスに関するについてはやさしい手に連絡し、サービス提供責任者へご相談ください。例)

サービス時間の延長、短縮、キャンセル、当日のサービス内容の変更

提供責任者（SPM：サービスプロセスマネージャー）が、実際のサービスの内容・時間配分等を詳細に記載した『業務手順書』を作成します。

『訪問介護計画書』①～⑥

- ①訪問介護計画書
- ②基礎情報
- ③身体状況・ADLおよび医療情報
- ④住環境図
- ⑤地図
- ⑥業務手順書



やさしい手の情報開示システム



«ひつじシステムのご案内»

ひつじシステムでは、ご利用者の「サービス提供予定実績一覧」や「経過記録一覧」を確認することができます。やさしい手のスタッフ等とも「コメント一覧」を活用して、日々の報告、連絡、相談が可能となります。また「請求書領収証一覧」では利用金額を過去にさかのぼって確認・印刷することができます。是非この機会に情報開示システム「ひつじ」へのご登録をお願いいたします。

- ご利用者の日々の発熱状態、体調をデータ管理し、ご家族も確認可能
- ご家族ともWEBで情報共有し、離れていても安心
- WEB管理のため、事業所の営業時間外でも閲覧可能
- 1か月の訪問スケジュールも確認可能
- ご家族とスタッフがLINEのようなメッセージのやり取りが簡単

機能
1

経過記録一覧



バイタル、食事量、ケース記録、入浴、機能訓練等のご利用日の記録がご覧いただけます。

機能
2

コメント一覧



機能
3

請求書・領収証一覧



※ペーパーレス化を目的としているシステムですので、お支払い方法を引き落としを選択されているお客様は請求書・領収証の紙媒体での郵送は行っておりません。
※上石神井店以外のやさしい手のサービスをご利用いただいている場合も、こちらで確認することができます。

ご家族が既読の場合は「家」、
ケアマネジャーが既読の場合は「cm」、
サービス提供事業所が既読の場合は「サ」、
ご利用者が既読の場合は「本」、
その他ユーザーが既読の場合は「他」
が表示されます。

家 cm サ 本 他 とは
対象ユーザーが既読の場合、
表示されます。

※コメントの返信は営業時間8:30~18:30とさせていただきます。

※コメントはユーザーおひとり当たり1日に3回までコメントが送信できます。

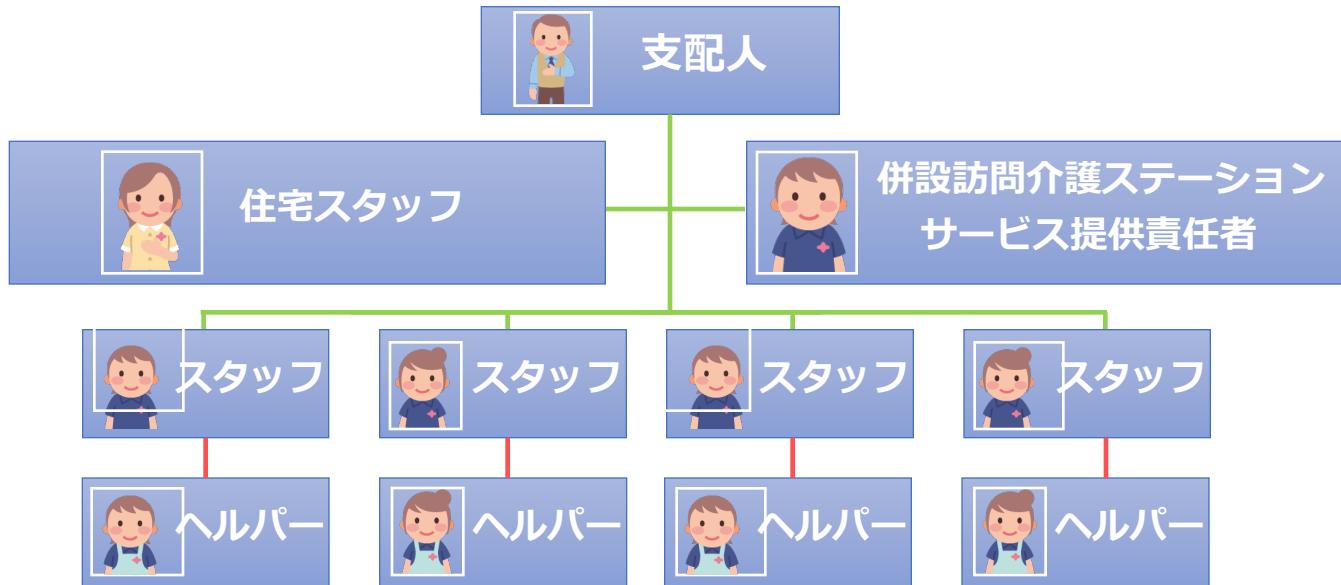
Ⅱ 暮らしとルールについて

ここでは、ご自宅、建物の共用スペースなどの、生活に関するルール、自由に生活を楽しむための地域の情報についてご紹介させて頂きます。



1. スタッフ紹介

たくさんのスタッフがお客様をお待ちしております。まずは、スタッフの役割をご紹介いたします。



●支配人

お客様の皆さんに、安心して暮らして頂けるよう、スタッフ間の報告・連絡や定例会の開催により、課題解決に向けて対応致します。

お困りごとがあれば、いつでもお声かけください。

●コンシェルジュ

お客様のお困りごとや相談の窓口を行います。当住宅での生活がより豊かになるようイベントや地域交流の運営などを行います。

●併設訪問介護事業所 サービス提供責任者

ご契約に基づき、お客様の訪問介護計画作成、ヘルパーへの指示・指導、ご家族・医師・看護師・薬剤師・ケアマネジャーなど、ケアチームにおける日々の報告・連絡・相談を行います。

●ヘルパー

訪問介護計画に基づき、身体的な介助や家事のお手伝いをいたします。サービス提供責任者へ日々の報告・連絡・相談を行います。



1. スタッフ紹介

【支配人】

名前：金子 祐也（かねこ ゆうや）

♪ひとつ♪

安心できる生活を精一杯サポートさせていただきます。

【併設訪問介護事業所 サービス提供責任者】

●名前：柴田 美花（しばた みか）

♪ひとつ♪

お気軽にお声がけください。

●名前：瀧澤 茉由（たきざわ まゆ）

♪ひとつ♪

ご相談しやすい環境づくりを心掛けて参ります。

●名前：フイン ティ フエ

♪ひとつ♪

笑顔と安心をお届けします！！

●名前：井口 零菜（いぐち れな）

♪ひとつ♪

困った事があったらお気軽にご相談ください。

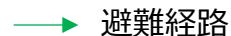


案内図

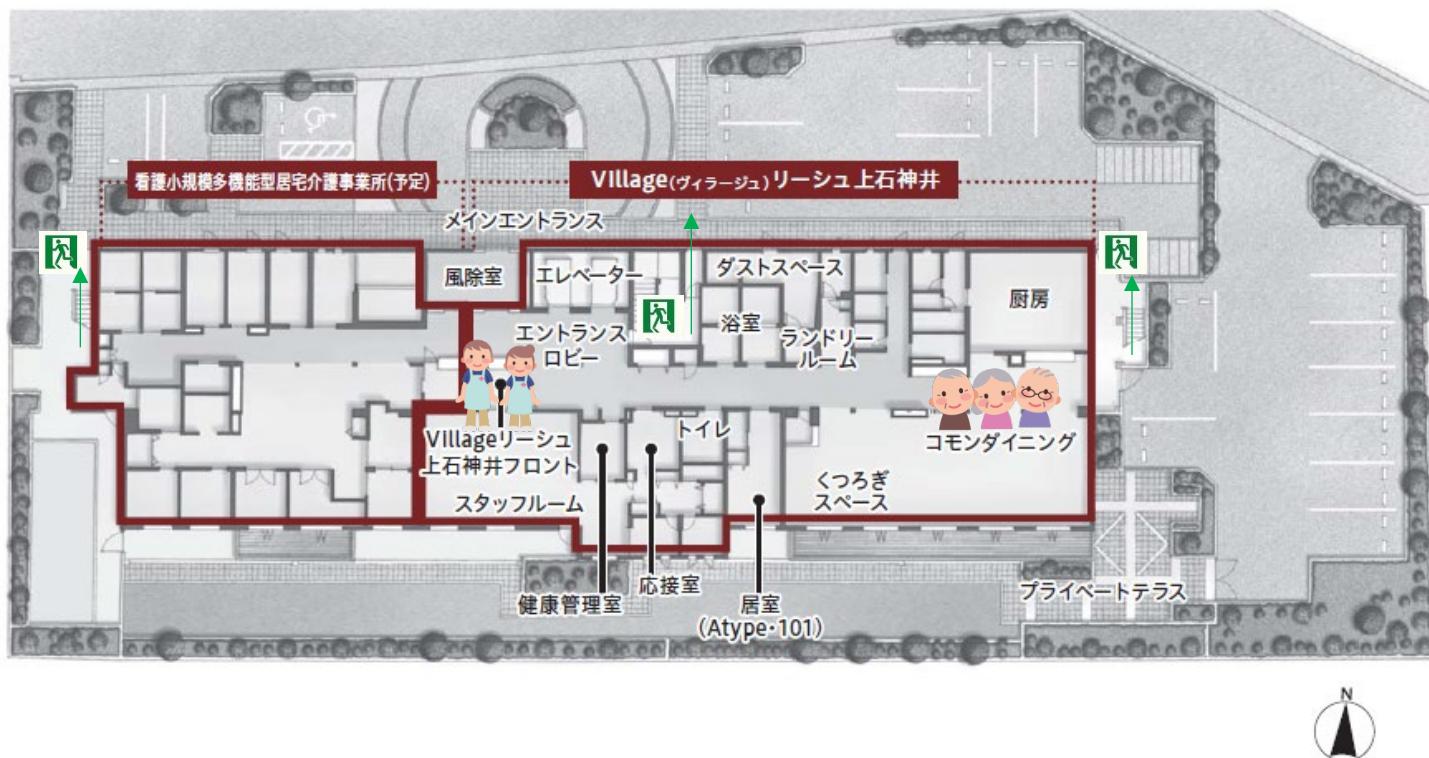
※非常口/避難経路



非常口



1階 敷地配置図



2階・3階 平面図



案内図のご説明



お食事や日々の皆様の交流、イベントなどで利用します。



非常口は各階にございます。

応接室

生活のお困りごとやご不^{安心}ごと、介護保険サービス等、ご利用のご相談について承ります。

メイン エントランス

お客様お一人おひとりのポストがございます。
新聞やお手紙はこちらに届きます。
夜間は、原則、外からは入れません。
日中の外出や、お知り合いの方の出入りはご自由にして頂けます。
お出かけの際は、フロントまでお声かけ下さい。

居室

皆様の専有部となります。盗難や不審者の侵入を防止するために居室を離れる際には鍵をかけていただくことをお勧めいたします。
また火の取り扱いには十分なご注意をお願いいたします。※タバコを吸われる際は指定の喫煙スペースをご利用下さい。



来客対応や荷物配達の手配など、より充実した生活をお過ごしいただけるよう様々なサポートをいたします。

※受付時間は9時～18時となります。



3. 共用設備のご利用について

●キッチン

各階に、共用キッチンがございます。ご自由にお使い頂けます。食器・食材はお客様でご用意をお願いいたします。また、ご使用後は、ゴミやシンクの片づけをお願いいたします。

●洗濯機・乾燥機

譲り合ってご利用頂くようにお願い致します。

ご利用を希望される場合はフロントまでお問い合わせください。

※家庭用洗濯機で洗濯できない、大切な衣類のお洗濯には近隣のクリーニング店をご案内いたします。集荷や配達は、フロントにて手配致しますので、コンシェルジュまでお申し付け下さい。

●共用浴室

通常の浴室と機械浴室（横になった体勢で入ることができる浴室）がございます。機械浴室は、身体の状況に応じて必要な方にお使い頂けます。スタッフにてご提案をさせて頂きます。

※お一人でご入浴される方へ

* 浴室は**ご予約制**となっております。

フロントにて空き時間をご確認頂き、ご予約下さい。

ご使用後はフロントまでお声掛けください。

* 入浴は60分程度でお願い致します。

浴槽のお湯抜き、清掃、片づけをお願い致します。

※お一人でのご入浴は自己責任となります。

ご入浴にご不安がある場合、清掃、片づけ等にお手伝いが

必要な方は、介護保険サービス、または私費サービスを

ご提案させて頂きます。

* 入浴用の物品の貸し出しありません。

お客様にてご用意をお願い致します。



ゴミ出しの方法

居室で出たゴミについては、共用部にゴミ出しの場所をご用意しております。

可燃ごみ、不燃ごみ、缶、ビン、ペットボトル等分別してのゴミ出しのご協力をお願いします。

専用ゴミ置き場

月曜日	可燃ごみ	新聞・雑誌 段ボール	
火曜日			
水曜日	可燃ごみ	新聞・雑誌 段ボール	不燃ごみ
木曜日			
金曜日	可燃ごみ	新聞・雑誌 段ボール	
土曜日			

毎週水曜日は一通りのごみを回収しますが、それぞれ別々の車両で回収しますので、分別の徹底をお願いします。

【粗大ゴミのお問い合わせ先】

藤ビルメンテナンス株式会社

Tel.03-3668-1788



ゴミの分別表

事業所から排出される廃棄物は「家庭ごみ」の分別とは異なり、下記のとおり「燃えるごみ」と「燃えないごみ」の分別が必要です。

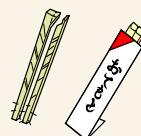
それぞれ処分先、処分の仕方が異なりますので、ご理解、ご協力ををお願いいたします。

分別の状態が悪いと、回収できないことや、さらには行政からの指導が入ることがありますのでご注意ください。

可燃ごみ



紙くず



割り箸



少量の木くず

(直径10センチ・長さ30センチまで)

可燃ごみの中にビニール・プラスチック類の混入は不可です。

生ごみ



生ごみ

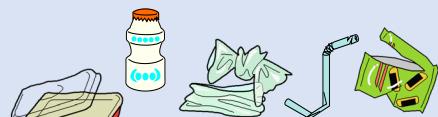
(茶がら・お弁当の残りなど)



おむつ

紙ゴミ・生ごみ・おむつは袋を分けて下さい

不燃ごみ



(弁当容器、トレイや麺カップ、プラスチック食品を包む柔らかい包装材など)

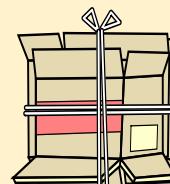


瓶、缶、ペットボトル類

陶器等

不燃ごみは混載で大丈夫です。

新聞・雑誌・段ボール



新聞・雑誌

※袋には入れず畳んで紐で縛って下さい
※ダンボールは必ず折りたたんで下さい。

粗大ごみ (都度電話注文)

冷蔵庫、PC、小型家電
乾電池、蛍光灯、机、椅子
など

左記は日常回収で回収が出来ない廃棄物となります。粗大ゴミという形で別車両・別請求となります。

見積り希望の場合は本社営業部までご連絡下さい。

藤ビルメンテナンス株式会社

TEL: 03-3668-1788

5. お出かけの際のお願い

●外出時の連絡のお願い

お出かけの際は、フロントまでお声かけをお願い致します。お出かけのお時間に応じたお薬や各種サービスのキャンセル等の手配を致します。ご連絡がなかった場合、予定された諸サービスのキャンセル料が発生することがございますのでご注意下さい。

●交通機関

近隣のタクシー、介護タクシー、バスなど交通機関をフロントにてご案内致します。タクシーのお迎えなどの手配も致しますのでお申し付け下さい。迎車料金などはお客様のご負担となります。

◆一般タクシー：乗務員は乗降等のお手伝いができません。

◆介護タクシー：車いすでの乗降が可能です。

○宮園自動車 福祉練馬営業所（車いす・寝台）

03-3594-2953

住所：練馬区立野町14-23



○介護タクシーまるやま（車いす・寝台）

080-4147-2793

住所：練馬区関町2-22-2



介護タクシーの多くが事前予約制、または空車であれば対応可能なシステムとなっています。ご利用の際はお早めにフロントまでご相談下さい。



感染症予防に関するお願い

新型コロナウィルスの感染流行がに伴い、以下の対応をお願いさせていただきます。

●ご入居者様へのお願い

- ・居室外ではマスクの着用を極力お願いいたします。

マスクの着用が困難な場合、アクティビティ等へのご参加を制限させていただく場合がございます。

※ 呼吸器疾患等によりマスクの着用が困難な場合にはスタッフまでご相談ください。

- ・外出からの帰宅時にはエントランスにて手指消毒・体温測定をお願いいたします。
- ・体調にご不安がある時は、早めにご相談をお願いいたします。

●ご家族様へのお願い

- ・ご入館時はエントランスにて手指消毒・体温測定を必須とさせていただきます。

・体温測定の際、発熱、または体温にかかわらず倦怠感や風邪等の症状がある場合は、ご入館をお断りさせていただきます。

- ・マスク着用を必須とさせていただきます。

※お手数ですがマスクはご持参下さい

- ・その他感染防止へのご配慮をお願いいたします。



連携医療機関について

お客様が健康・医療の面でも安心して生活いただけますよう、在宅療養支援診療所と連携しており、24時間体制で医療の提供を受けることができます。※別途医療機関とのご契約が必要です

緊急時の入院をはじめ、ご自宅においても、医療と介護の連携により、必要時に必要な医療を受けることができます。また、お客様ご自身で近隣の医療機関をご利用することもできます

訪問看護

- ・医療保険、介護保険の医療サポートを行います。



薬局

- ・お薬を当住宅まで配達、お薬の説明や服薬相談を行います。



訪問診療

- ・月1、2回（医師の判断により回数は変わります）定期的にご自宅に訪問し診療します。



往診

- ・急な体調不良等でお客様やご家族様、または看護師からの要請を受けて、臨時に医師が訪問し診療いたします。

訪問歯科

- ・口腔ケアの指導や健診、必要に応じて治療を行います。



連携医療機関のご案内

●訪問診療（定期的な診療）/ 往診（臨時の診療）

*医療法人社団 東京白報会すぎなみ在宅診療所

〒 166-0002

東京都杉並区高円寺北2-20-1-7F

Tel. 03-5327-5584

【診療科目】総合内科 精神科 皮膚科 眼科 耳鼻咽喉科

*あけぼの診療所

〒 160-0001

東京都新宿区片町1-1 住友不動産市ヶ谷曙橋ビル3階

Tel. 03-6457-7237

【診療科目】総合内科、皮膚科、循環器科、血液内科、外科

*医療法人社団 好生会 こまくさ診療所練馬

〒 179-0083

東京都練馬区平和台4-7-23 EdgeA 1階・2階

Tel. 03-4530-8435

【診療科目】総合内科・外科 循環器内科 神経内科 泌尿器科 精神科

●訪問歯科

*徳真会

練馬高野台 デンタルオフィス

〒 177-0033

東京都練馬区高野台5-13-7

Tel. 0800 - 600 - 6688



●薬局

*薬局アポック練馬高野台店

〒 177-0033

東京都練馬区高野台1-7-3

ネーチャーズフォーレストプラザⅡ

Tel. 03 - 5910 - 3161

* 別途各医療機関・薬局とのご契約が必要です。



近隣の医療機関のご案内

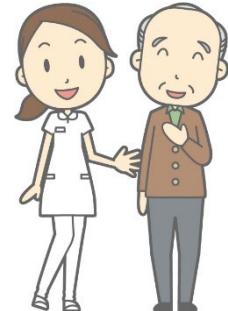
*市毛整形外科診療所

診療科目：整形外科

住所：〒177-0044 練馬区上石神井2-29-1

電話：03-3929-1159

休診日：日・祝



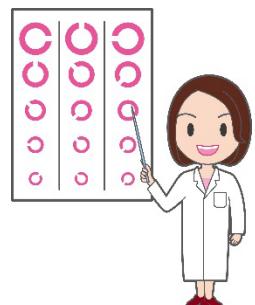
*上石神井耳鼻咽喉科

診療科目：耳鼻咽喉科、小児科

住所：〒177-0044 練馬区上石神井2-23-17

電話：03-3920-0782

休診日：木・日・祝



*小林眼科医院

診療科目：眼科

住所：〒177-0044 練馬区上石神井2-29-6

電話：03-3928-6525

休診日：日・祝

※通院介助等必要な場合には、有料サービスの「おまかせケアサービス」をご利用いただけます。急な通院の場合ヘルパーの手配ができない場合がございますのでお早めにご相談ください。

※救急車を利用しなければいけなくなった場合で、スタッフの同乗が必要な場合には、有料サービスの「救急車同乗サービス」をご利用いただけます。緊急時に当サービスを利用するかどうかは、事前にご本人またはご家族へご相談させて頂きます。



緊急時の対応について

1. 軽傷時（擦り傷・切り傷など）

フロントに常備しております医薬品のお貸出しを行います。（消毒液、絆創膏）

※風邪薬や痛み止め、湿布等は個別にご用意ください。

看護師、ご家族様にご様子をご報告させて頂きます。

2. 発熱、腹痛、頭痛時

医師、看護師の指示を仰ぎ、適時必要な対応をいたします。

必要に応じて、ケアマネジャー、訪問介護員との連携、身体のご様子をご家族様へのご報告させて頂きます。

3. 容態の急変

例えば、以下の症状の場合は、主治医、看護師に連絡し救急車を要請致します。

◆心肺停止・意識障害・呼吸異常・脳血管障害の疑い

◆バイタル値の異常

→通常の数値より高い、もしくは低い（体温・血圧）速い、
もしくは弱い（脈拍）

◆激しい痛みを訴えた場合

→頭が痛い・胸が痛い・おなかが痛い…など

◆多量の出血

→外傷による出血、血を吐いている、便に血が混じっている
咳が激しく、痰に血が混じっている 外傷（部位）出血が止まらない、
傷口が大きく裂けている

◆全身けいれん

→けいれんが止まらない

◆やけど（熱傷）

※事前に、ご家族より、対応方法等、ご指示があった場合は、

ご指示に従って対応させて頂きます。



看取りケアについて

ご入居のお客様及びご家族様のご要望により、お客様の居室内で最期の時間をお過ごし頂くことをご希望された場合におきましては、看取りケアを行っております。

お客様及びご家族様が延命措置を希望されない場合には、前頁に記載されております緊急対応は行わず、速やかに主治医及びご家族様にご連絡を行い、訪問介護員又は住宅スタッフが巡回を行い、最期の時をお迎えさせて頂きます。
また、ご家族様のお部屋への宿泊も可能です。

お客様及びご家族様が最期までご安心頂けるよう誠心誠意ケアをさせて頂きます。

※上記対応につきましては、事前に同意書の取り交わしをさせて頂いております。



7.委員会活動

皆さんに、より充実した生活を送って頂くために、各種の委員会を設置し、企画や改善活動に努めています。委員会で決まったことや改善報告などは、定例会や掲示板にて、お住まいの皆さんにお伝えしていきます。

フロントにご意見箱を設置しておりますので、お気軽にご意見をお寄せ下さい。

●給食委員会 【毎月1回実施】

より美味しく、栄養のバランスの取れたお食事が提供できるよう、工夫・改善に努めています。お食事のイベントの企画、運営等を行います。

●感染予防委員会 【毎月1回実施】

食中毒の予防やノロウイルス、インフルエンザなどの感染予防の対策をとり、お客様の健康管理に注意していきます。

●防災委員会 【毎年2回実施】

震災・火災等が発生した場合、速やかに避難頂けるようにご支援をいたします。定期的な避難訓練を実施します。

●アクティビティ委員会 【毎月1回実施】

イベントの企画・運営をご支援させて頂きます。お客様の自主的なサークル活動などもお手伝いいたします。

●身体拘束適正化委員会 【3か月に1回実施】

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を促し、職員教育を行います。



8. 定例会(運営懇談会)について

お客様やそのご家族より、当住宅の運営に関するご意見をぜひ頂戴したいと考えております。そのための場として定例会を開催いたします。

●開催日程と会場

掲示板等にてご案内いたします。

(1年に1回程度を予定しております)

会場：コモンダイニング（食堂）



●参加者

ご入居者様、ならびにそのご家族様

支配人、住宅スタッフ、近隣の方など

※事前に開催のご案内をいたします。

ご参加の可否とご意見をお寄せください。

●内容

お客様から頂いたご意見について検討いたします。

当住宅の運営等についてご報告いたします。



9. 防災について

● 備蓄品

万が一の防災に備えまして下記のものを備蓄しております。

軍手・懐中電灯・携帯ラジオ・保存水・保存食・簡易トイレ
・携帯毛布・乾電池 等

● 災害時の避難場所



10. 公共機関・地域の情報

公共機関	電話
練馬区役所(代表)	03-3993-1111
石神井区民事務所	03-3995-1103
上石神井地域包括支援センター	03-3928-8621
上石神井郵便局	03-3928-3391

交通機関	電話
西武新宿線 上石神井駅	03-3920-1142
西武池袋線 石神井公園駅	03-3996-2651
西武バス 上石神井営業所	03-3867-2525

タクシー	電話
ゴールド交通	03-3594-5551
練馬タクシー	03-3361-2111
ムサシ交通	03-3643-6881

スーパーなど	住所
いなげや 下石神井店	練馬区下石神井4-34-26
ミニストップ 上石神井3丁目店	練馬区上石神井3-15-6
ウェルシア薬局 下石神井店	練馬区下石神井5-16-13



Ⅲ その他



1. ご入居時準備品チェック表①

※必要なものをご準備ください。

分類	品 名	✓
日用品	手洗い石鹼	
	歯磨きセット	
	義歯入れ	
	義歯洗浄剤	
	洗顔フォーム	
	髭剃り	
	化粧水、クリーム	
	トイレットペーパー	
	ティッシュペーパー	
	綿棒	
入浴	シャンプー	
	リンス	
	ボディーソープ	
	バスタオル(5枚程度)	
	フェイスタオル(10枚程度)	
	洗面器	
	ドライヤー	
洗濯	洗剤(洗剤、柔軟剤、漂白剤)	
	洗濯力ゴ(大き目)	
	洗濯ネット	
	ハンガー類	

1. ご入居時準備品チェック表②

※必要なものをご準備ください。

分類	品 名	✓
掃除	掃除機またはフローリングワイパー	
	トイレ用ブラシ	
	トイレ用洗剤	
	トイレ用掃除シート	
	食器用洗剤	
	食器用スポンジ	
家具・家電等	ベッド ※介護ベッドでない方のみ	
	枕	
	布団	
	毛布	
	シーツ、カバー	
	防炎カーテン	
	時計、カレンダー	
	ゴミ箱(トイレ、居室)	
	テレビ、テレビ台	
	冷蔵庫	
衣類	普段着	
	寝間着	
	肌着、下着	
	靴下	
	上履き	
	下履き	



1. ご入居時準備品チェック表③

※必要なものをご準備ください。



2. お客様に行って頂く手続き



3.ご入居中にご留意いただく事項

ご入居者のご自宅である本建物において、プライバシーや自由が守られた生活を送っていただけるようなサービスをご提供いたします。

1. 安全管理上のリスクについて

ご入居者の安全を第一に考えたサービスをご提供するために万全を期してまいりますが、スタッフの目の届かない場所で起こる以下のようなリスクも潜んでいることを事前にご了解ください。

- ① 自室・非常階段などでの転倒・転落
- ② ご入居者ご希望によるお一人での入浴時の事故
- ③ 徘徊等による外出
- ④ ご入居者ご希望による、お一人でのお食事時の誤嚥
- ⑤ 病状の急変
- ⑥ ご入居者ご自身で管理されている場合の薬の飲み間違い
- ⑦ その他、スタッフの目の届かない場所で起きる不測の事故など
- ⑧ 自室内での現金や貴金属などの貴重品の紛失

※金銭の管理が必要な場合は「お小遣い管理サービス」をご利用ください。(P13.参照)

※大きな金額の持ち込みはご遠慮ください。紛失の際の責任は負えません。

※貴重品等は金庫等での管理をお願いいたします。



2. 快適な共同生活のためのお願い

高齢者住宅での生活は、他のご入居者との共同生活となります。

皆様に快適にお過ごしいただくため、以下の点にご配慮いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

[お部屋でのお願い]

① 音への配慮

他のご入居者への配慮として、テレビやステレオなどの音量は控えめにしていただきますようお願いいたします。

② 電子レンジのご使用について

安全のため、長谷川式認知症スケールにて20点以下の方はお部屋での電子レンジのご使用をご遠慮いただいております。

※ご不明な点は支配人までお問合せください。

③ 貴重品の管理について

紛失などのリスクを避けるため、お部屋での現金、貴金属、有価証券などの貴重品の保管はできるだけお控えいただくことをお勧めいたします。

どうしても保管される場合は、金庫や防犯カメラの設置など、紛失予防の対策をお願いいたします。なお、お部屋での貴重品の紛失等につきましては、当社では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。



[共用スペースでのお願い]

① 廊下や階段について

共用部の廊下や階段、ベランダには、私物を置かないようお願いいたします。

② 静かな環境づくり

共用部では、他のご入居者への配慮として、大きな声や音を出さないようお願いいたします。

③ ゴミの出し方

ゴミは決められた場所に、指定された日時にお出しいただきますようお願いいたします。

[ご入居者同士の関わりについて]

① 宗教活動について

他のご入居者への配慮として、宗教の勧誘活動や、その活動拠点としてのご利用はご遠慮ください。

② 互いに尊重し合う関係づくり

ご入居者やそのご家族、関係者の皆様は、当社スタッフや他のご入居者に対して、暴力、ハラスメント、ストーカー行為、暴言、誹謗中傷、強要などの行為はなさらないようお願いいたします。

③ 金品のやりとりについて

トラブル防止のため、他のご入居者やスタッフとの金品のやりとりはご遠慮ください。



④ お部屋の出入りについて

他のご入居者のお部屋には、許可なく入らないようお願いいたします。また、ご自身のお部屋に他のご入居者を無理に招き入れるようなこともご遠慮ください。

⑤ 食べ物の受け渡しについて

お薬や病気への影響を考慮し、ご入居者やそのご家族が、他のご入居者へお菓子や食べ物をお渡しすることはご遠慮いただいております。

⑥ プライバシーの尊重

他のご入居者やスタッフに、電話番号やメールアドレス、LINE等の個人情報を執拗にお聞きにならないようお願いいいたします。

[施設運営へのご協力のお願い]

① 感染症対策・災害対策へのご協力

感染症予防や災害時の対応につきましては、スタッフの指示やお願いに従って行動していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※ご不明な点やご心配なことがございましたら、いつでもスタッフにお声がけください。



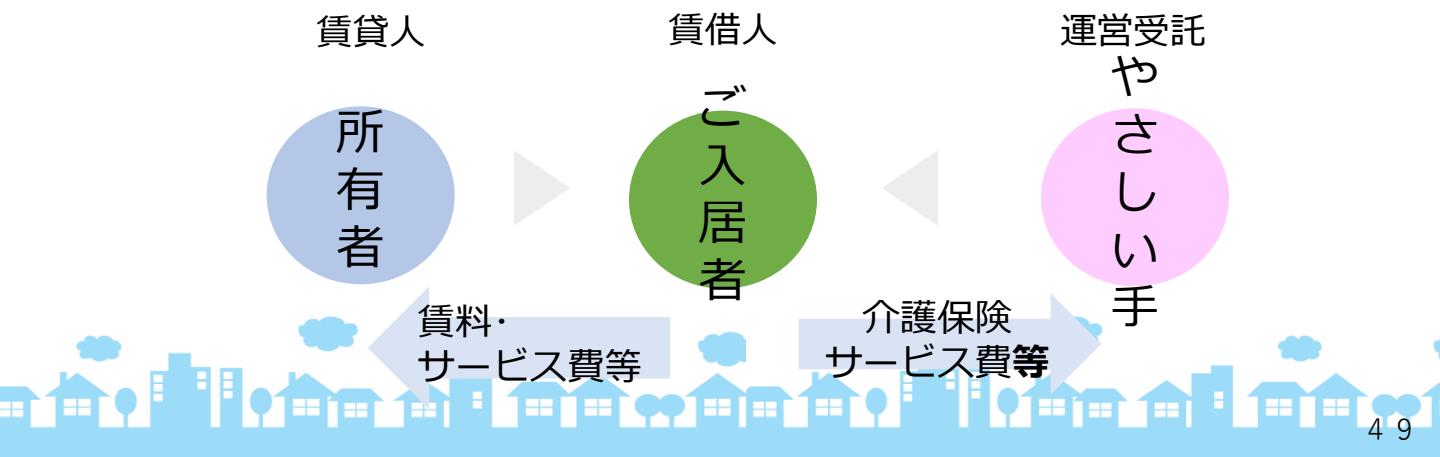
4.ご退去時にご留意いただく事項

ご退去の申し入れの際には、以下の内容について、ご確認をお願いいたします。

- ① 退去の申し入れは、原則、契約解除日の41日前となります。
- ② 退去の申し入れは「解約通知書」を住宅の職員へお渡しください。
- ③ 通常、毎月月末に翌月分の月額費用をご請求し、お引落しをさせていただきますが、退去の申し入れがあった月末のご請求・お引落しについても、一旦翌月分のお支払いをいただき、後日、退去した月の入居日数に応じて日割り計算をして退去時精算をさせていただきます。
- ④ 退去時精算の際には、敷金および原状回復費用等も併せてご精算をいたします。
- ⑤ なお、契約解除日より前に退去する場合であっても、契約解除日までの費用が発生いたします。

・・・・・・・・・建物賃貸借契約の関係について・・・・

本物件の所有者は リーシュライフケア株式会社です。リーシュライフケア株式会社が建物の貸主としてご入居者に賃貸する建物となります。やさしい手はリーシュライフケア株式会社より建物の運営を受託しております。



MEMO



MEMO





株式会社
やさしい手

旭化成ホームズグループの
【事業主】 **リーシュライフケア株式会社**

【運営受託】



株式会社
やさしい手

